

年 月 日

品 目 登 録 要 請 書

検 疫 所 長 殿

要請者（輸入者）住所
氏名
(電話番号)

1	登 録 番 号	
2	輸 入 者 コ ー ド	
3	輸 出 国 名 ・ コ ー ド	
4	製造者名、住所・コード	
5	製造所名、住所・コード	
6	品 名 ・ コ ー ド	
7	貨物が加工食品であるときは原材料 貨物が器具、容器包装又はおもちゃであるときはその材質	
8	貨物が加工食品であるときは製造又は加工方法	
9	貨物が添加物を含む食品の場合、当該添加物の品名 貨物が添加物製剤の場合、その成分（いずれの場合も着香の目的で使用されるものを除く）	
備 考		登録済印

- 注 1 記入方法については、食品等輸入届出書の記入方法によること。
- 2 登録番号：検疫所コード／年月／通し番号／品目コード（大分類）
(例：119602001A)
- 3 登録番号は、検疫所において記載すること。
- 4 輸入者コードとは、JASTPROコード、税関発給コード、法人番号を指す。
- 5 器具、容器包装並びにおもちゃについては、その製造者、材質、着色料、製造方法等が当初の品目登録の製品と変更がない限り、有効期間は限定されない。また、食品のうち、ワイン等同一原材料により同一時に、同一製造所で製造されたものも同様に扱う。それ以外については1年間。ただし、登録日の翌日から起算して引き続き5年を超えて、輸入届出への使用が認められない場合には「品目登録削除要請書」の提出がなくとも登録情報を削除する。